

後期基本計画

基本目標

4. 「人が輝く」
5. 「日（いとなみ）が輝く」
6. 「街が輝く」

4. 「人が輝く」

①人権尊重

前期基本計画の取組状況

(1) 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進者研修会や人権問題講演会を開催し、参加者の人権意識の高揚に努めるとともに、小松島市営路線バスに市内小中学校の人権尊重ポスター優秀作品を貼り付けたラッピングバスの営業巡回を行うことにより、人権意識の高揚と普及啓発を行っています。また、小松島市人権教育振興協議会の活動の中核に、家庭教育、社会教育、企業・職域を対象とした研修会の実施や講師の派遣等を行い、毎年延べ1万人を超える参加があります。



人権教育学級

(2) 人権尊重の視点に立った行政の推進

市職員や消防関係者などの特定職業従事者に対する研修を実施しています。

毎月人権擁護委員による人権相談を開設し、また、「人権擁護委員の日」である6月1日に特設相談所を開設しています。

小松島厚生福祉解放センター、目佐厚生福祉解放センター及び泰地総合センターでは、「地域に密着したコミュニティーセンター」として、地域住民との相互交流を図ることを目的に相談事業や各種講座を開催し、差別意識の解消に取り組んでいます。

(3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所（園）、幼稚園、学校等の家庭教育部会においては、人権学習と保護者研修の充実を図るための助言や講師派遣等、社会教育部会においては、人権問題地区別懇談会への講師派遣や資料提供、企業・職域部会においては、職員研修への講師派遣等を行い、毎年延べ8千人程度の参加がありました。

「広報こまつしま」や機関誌「松明」を通じて人権教育・啓発に関わる記事を掲載し、市民啓発・広報活動を行いました。

(4) 豊かな人権教育・啓発の推進

様々な個人人権課題をテーマとした研修会・講演会等を開催し、参加者に対するアンケート等で評価・検証を実施しており、その結果を次年度に生かしていくなど、改善に努めています。

現況と課題

人権とは

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

今日の社会において

すべての人の基本的人権が保障されているわけではありません。生まれたところや、女性だから、外国人だから、障がい者だからというような、昔ながらの因習的な偏見に起因する人権問題が現在も根強く存在しています。さらに、社会状況の複雑化や経済状況の格差、東日本大震災の結果発生した原発事故による様々な風評被害、個人の価値観の多様化が進む一方で物質的な豊かさを追い求め、自己の「人権」のみを主張し、他人の「人権」を軽視する傾向も見られます。

国では

国においては、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第 147 号）」が制定されました。さらに、平成 14 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成 23 年には北朝鮮当局による拉致問題等の項目が追加されています。

この基本計画においては、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはないとしたうえで、人権が共存する人権尊重の社会実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことと示されています。

さらには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他様々な人権問題など 13 の個人人権問題の解決を図ると示されています。

小松島市では

小松島市では、市の実情に合わせ、平成18年に「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。そこでは、市民の皆さん一人ひとりが、人権教育・啓発活動を通じて、人権尊重について「自ら考え」「理解と意識を深め」「自分の生き方の基本として身につけ」、日常生活の中で「行動化（実践）」していくことをめざしていくということがうたわれました。これまでも、市では、市民の皆さんが自ら人権教育・啓発推進者として、あらゆる機会を通じて人権教育の取り組みに参加できるような学習機会の提供や広報活動に努めるなど、人権教育を推進する学習環境を整えてきました。



人権教育・啓発推進者研修会

基本方針

人権問題を自ら考える活動の推進

「市は、基本的人権が真に保障される社会を築いていくために、偏見・差別・人権侵害等の現実をみつめ、市民一人ひとりが人権問題を自己課題として正しく理解するとともに認識を深めるための活動を引き続き推進します。」

これまでも同和問題をはじめとする人権問題に対する教育・啓発は行われてきたものの、未だ完全に解決されるには至っておらず、市には、今後も市民の皆さん一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自己課題とし得る活動を引き続き推進していく必要性が求められます。

人権尊重の精神や豊かな人権文化の育成

「市は、基本的人権が真に保障される社会を築いていくため、偏見・差別・人権侵害等の現実をみつめ、再点検していきます。」

いまだ人権問題が根強く存在している現在、私たちの力で基本的人権が真に保障される社会を築いていくためには、偏見・差別・人権侵害等の現実をみつめ、再点検していくことが必要です。

市民の皆さん一人ひとりが、人権教育・啓発を通じて、人権尊重について「自ら考え」「理解と認識を深め」「自分の生き方の基本として身につけ」日常生活の中で「行動化（実践）」していくことをめざす取り組みに参加し、人権尊重の精神や豊かな人権文化を育てていくことにもつなげていきます。

施策体系

●人権尊重

- ➡ 市民が主体となる人権教育・啓発の推進
- ➡ 人権尊重の視点に立った行政の推進
- ➡ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- ➡ 豊かな人権教育・啓発の推進

主な取組

(1) 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

- 市民自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育・啓発に主体的に取り組むため、市は、全ての市民を対象にあらゆる機会を通じて、学習の場の提供や、広報に努めます。
- 小松島市人権教育振興協議会の活動を中核として、人権教育・啓発を推進します。

(2) 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 人権の確立が行政の重要課題であることを絶えず認識し、人権尊重の視点に立った行政の推進に、より一層取り組むよう努めます。
- 小松島市職員人権問題研究会の充実に努めます。
- 市内企業や民間団体とそれぞれの役割を踏まえた上で連携を保ち事業を推進します。

(3) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 保育所（園）、幼稚園、小・中学校、県立学校においては、人権学習と保護者研修の充実に図り、人権問題解決に向けた取り組みを推進します。
- 社会教育においては、人権問題地区別懇談会、企業職域研修の充実に図ります。
- 人権教育・啓発推進者層の拡充を図るため、啓発推進者研修会・講演会・人権教育学級等を通して、積極的に教育・啓発活動を展開します。
- 人権文化構築のための発信地として、人権のまちづくり子ども会や識字学級や小松島市・勝浦郡地区進路保障協議会などの取り組みと連携し、積極的な推進を図ります。
- 毎月11日の「人権の日」や「広報こまつしま」「松明」を活用し、啓発・広報活動を推進します。

(4) 豊かな人権教育・啓発の推進

- これまでに同和教育で培ってきた手法と成果を人権教育に再構築し、同和問題を重要な柱の一つとして捉え、様々な人権問題解決のため、あらゆる人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚に努めます。
- これまで本市で長年培ってきた市民の人権を守る取り組みと国内外で展開されている様々な取り組みに学び、実践を重ね合わせ、行政・教育・関係諸団体と連携をもち、あらゆる差別を許さない環境づくりや差別を無くしていく人づくりに一層取り組みます。
- さらには、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展させ、広く豊かな活動を推進します。